

総会

配布：一般

2015年1月22日

第69会期

議事日程議題 23 (a)

2014年12月19日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/69/472/Add.1)]

63/234. 第二次国際連合貧困根絶の10年 (2008–2017)

総会は、

2013年12月20日の総会決議 68/226 および貧困根絶に関する全ての他の諸決議を想起し、

ミレニアムサミットの機会に国家元首および政府の長により採択された、国際連合ミレニアム宣言¹、並びに極度の貧困を根絶するためのまたその収入が1日当たり1アメリカドル以下である人々の割合をまた飢餓に苦しんでいる人々の割合を、2015年までに半減する²という国際的な公約をまた想起し、

2005年世界サミット成果文書³および「我々の求める未来」と表題のついた、持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁴を更に想起し、

2020年までに後発発展途上国の半分以上が、2020年までに卒業のための条件を満たすことを主要な目的とした、後発発展途上諸国に関する第四回国際連合会議で2011年5月に採択された、

¹ 決議 55/2.

² 2008年以降、ミレニアム開発目標に関する国際連合報告書は、1日当たり1.25アメリカドルの貧困線を用いてきていることを

³ 決議 60/1.

⁴ 決議 66/288、添付文書。

2011-2020 年の 10 年間の後発発展途上国のための行動計画⁵を想起し、

ミレニアム開発目標および他の国際的に合意された開発目標を含む、2005 年の世界サミットの発展に関する成果に対するフォローアップに関する総会決議 60/265、および「世界の財政的および経済的危機並びに開発に関するその影響についての会議の成果文書」と表題のついた、2009 年 7 月 9 日の総会決議 63/303 もまた想起し、

十分且つ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事を生み出すことに資する国のまた国際的なレベルでの環境を創設することおよび持続可能な開発に関するその影響⁶に関する経済社会理事会の 2006 年の本会期のハイレベル・セグメントで採択された閣僚宣言および「世界的財政および経済危機からの回復：仕事に関する世界協定」と題された、2011 年 7 月 28 日の経済社会理事会決議 2011/37 にもまた感謝しつつ留意し、

開発資金国際会議のモンテレー・コンセンサス⁷および開発資金に関するドーハ宣言：モンテレー・コンセンサスの実施を再検討する開発資金に関するフォローアップ国際会議の成果文書⁸を想起し、

2010 年に開催された、ミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル本会議およびその成果文書⁹並びに 2013 年 9 月 25 日に開催された、ミレニアム開発目標を達成することに向けて為された取組をフォローアップする特別イベント、およびその成果文書¹⁰をまた想起し、

その中で総会が、持続可能な開発目標に関するオープン作業グループの報告書¹¹を歓迎しそして総会の第 69 会期の政府間交渉過程において他の情報もまた審議されることを認識しつつ、同報告書の中に含まれたオープン作業グループの提案が、ポスト 2015 開発アジェンダに持続可能な開

⁵ 後発発展途上国に関する第四回国際連合会議の報告書、イスタンブール、トルコ、2011 年 5 月 9 日 - 13 日、(A/CONF.219/7)、第二章。

⁶ 総会公式記録、第 61 会期、補遺 No. 3 (A/61/3/Rev.1) 第三章、第 50 項、参照。

⁷ 開発資金国際会議報告書、モンテレー、メキシコ、2002 年 3 月 18-22 日 (国際連合出版、Sales No.E.02.II.A.7)、第 I 章、決議 1、添付文書。

⁸ 決議 63/239、添付文書。

⁹ 決議 65/1。

¹⁰ 決議 68/6。

¹¹ A/68/970 and Corr.1。

発目標を統合するための主要な基礎となるものとすることを決定した、2014年9月10日の総会決議 68/309 を更に想起し、

持続可能な開発に関する国際連合会議のフォローアップにおける現行の過程の全体にかかわる目標として貧困根絶の重要性を認め、そしてまたポスト 2015 開発アジェンダの推敲における貧困根絶の中心的義務を認め、

開発と貧困の多次的性質をより良く理解する必要性を認識し、

開発のために資源を動員する途上国の能力に関するものを含む、開発に関する世界的な財政的および経済的危機の現行の悪影響について懸念を表明し、回復を促進する必要性があることを認識し、そして危機の影響に対する効果的な対応は、既存の援助誓約を含む、全ての開発誓約の時宜を得た実施を要求していることを認め、

第二次国際連合貧困根絶の 10 年 (2008-2017) の途中で、特に幾つかの中所得諸国において貧困根絶において進展があった一方で、そのような進展は一律でなくしかも幾つかの諸国で貧しく生活している人の数は増え続けていることを、特に後発発展途上諸国におけるまたとりわけサハラ以南アフリカにおける、最も影響を受けた集団の大多数を構成している女性や子どもを、懸念し、

経済成長の割合は、国家の間で一様でなくそしてこれらの相違は、他の行動の中でも、貧困を削減する成長と社会保護を促進することにより対処されなければならないことを認識し、

資金や資産の違法な譲渡を含む、あらゆるレベルでの腐敗は、開発に対する障害であることもまた認識し、そしてそれらが元々在った国への当該資金や資産の返還の必要性を強調し、

貧困と不平等の世界規模の性質を懸念し、そして貧困と飢餓の根絶は、全ての人類の種族的、社会的、政治的および経済的義務であるという事実を強調し、

貧困を根絶することは、今日の世界、特にアフリカにおいて、後発発展途上国においてまた幾つかの中所得諸国において、直面している最大の地球規模の課題であることを再確認し、そして持

持続可能な、包括的なまた公平な経済成長並びに十分な、生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事を含む、持続可能な開発を加速することの重要性を強調し、

女性が経済に対する著しい貢献をすること、そして家で、地域共同体でそして仕事場での報酬のあるまた無報酬の仕事双方を通して、女性が経済に対するまた貧困と不平等と闘うことに対する主要な貢献者であること、またジェンダー平等と女性の地位と能力の向上は、貧困根絶における最も重要な要因であることもまた再確認し、

貧困を根絶するためまた貧者や女性、子どもや若者、先住民族、高齢者および障がい者を含む、脆弱な状況にある人々の地位と能力の向上を促進するため諸国の取組において諸国を支援することの重要性を認識し、

多くの途上諸国、とりわけ後発発展途上国に存在する異なる社会経済的条件が、貧困の女性化に貢献してきたこともまた認識し、

国および国際的なレベルでの開発のための財政資源を動員すること並びにそれらの資源の効果的な使用は、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成の支援する開発のための世界的なパートナーシップの中央にあることを更に認識し、

政府開発援助の総計は、二度目の連続年で 2012 年に下がったことに懸念を表明し、2013 年に政府開発援助の総計における増加を認識し、そして公約を行った加盟国に対し、自らの誓約を遂行することとこの積極的な気運を続けることを求め、

南々協力は、南北協力の代わるものではなくむしろ補完するものであることを認め、また貧困を根絶しそして持続可能な開発を進める途上国の取組に対する南々および三角協力の貢献を認識し、

国のまた国際的なレベルでの良い統治および公的や私的な投資と起業を含む、生産性と恵まれた環境を向上しつつ、完全な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事により支援された、持続した、包括的なそして公平な経済成長が、貧困を根絶し、ミレニアム開発目標を

含む、国際的に合意された開発目標を達成し、そして生活水準の向上を実現するために必要であること、そして起業の社会的責任活動が、公的および私的投資の影響を最大化することにおいて重要な役割を果たすこともまた認め、

経済的、社会的および関連分野における主要な国際連合会議やサミットの成果において表明されたように、貧困の根絶に対する国家元首および政府の長により与えられた優先事項および緊急性を強調し、

21 以上の機関、基金、計画および地域委員会が関与している、貧困根絶のための機関間の組織全体の行動計画を想起し、

1. 「貧困の根絶および他の開発問題」と表題の付いた項目の下の、第二次国際連合貧困根絶の 10 年（2008-2017）の実施に関する事務総長報告書¹²に留意する。

2. 第二次国際連合貧困根絶の 10 年（2008-2017）の目標は、貧困の根絶に関連した、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の実施に対するフォローアップを、効率的且つ調整されたやり方で、支援しそしてこの目的のために国際的な支援を調整することであることを再確認する。

3. 貧困根絶は、今日の世界が直面している最大の地球的課題でありまた持続可能な開発のための欠くことのできない要件であり、そしてこれに関連して緊急の問題として貧困および飢餓から人類を解き放つことに対する公約自身であることをまた再確認する。

4. 各国は、自国の開発に対する主要な責任を負わなければならないことそして持続可能な開発および貧困根絶の達成のための国の政策と戦略の役割が、強調されすぎることにはできないことを更に再確認し、そして増加した国の効果的な取組は、国の条件を考慮しつつまた国の主体的戦略と主権に対する尊重を確保しつつ、開発途上国の開発機会を拡大することを目的とした具体的な、効果的なそして助けになる国際的な計画、措置および政策により補完されるべきことを認識する。

¹² A/69/204.

5. 加盟国を含む、国際社会に対し、持続可能な開発に関するその悪影響のために、極貧および飢餓の根本原因に対処するための措置を緊急に講じることを求める。

6. その一方で、経済的、社会的および関連分野における主要な国際連合会議およびサミットの成果に従った、国の、政府間のまた機関間のレベルでの統合された、調整されたまた一貫した戦略を通して貧困の原因および課題に対処することの重要性を強調しつつ、国際連合開発アジェンダの範囲内で貧困根絶に対する最優先事項を一致する必要性を強調する。

7. 開発のための国際的協力を促進することにおける国際連合の主導的な役割を強化する必要性および貧困根絶のために非常に重要である、地域レベルでのその役割をくり返し表明する。

8. 地域的、準地域的および地域間の協力の促進は、貧困根絶努力に関する触媒的な影響を持つことができることを強調しそして最善の政策、経験および技術的専門知識の交換、資源の動員並びに仕事の創設に都合の良い経済的機会と条件の拡大を含む、多くの利益を提供する。

9. 国際社会に対し、あらゆるレベルでの統合された、調整されたまた一貫した戦略を通して貧困の根本原因および課題に対処しつつ、国際連合開発アジェンダの範囲内で貧困根絶に対する最優先事項を一致することを続けることを求め、そしてそうする立場にある資金供与諸国に対し、二国間および多数国間の基盤に基づく適切な、予測可能な財政的資源を通して、これに関連して発展途上諸国の国の有効な取組を支援することを求める。

10. 貧困を根絶することと十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事並びに、適切な場合には、社会的統合を促進することのために、広範囲に及ぶ分野における官民連携の重要性を強調する。

11. 貧困根絶の課題の複雑さを認め、貧困根絶を加速することにおいて、国際連合開発システムの組織が、国の優先事項により駆り立てられそして国際連合開発システムの結びつけられたそして相互に強化している柱を十分に活用しつつ、各々の職務権限の範囲内で、統合された、調整されたそして一貫したやり方で運営されなければならないことを強調し、また多様な戦略の使用を奨励する。

12. 教育および訓練を通したものを含んで、貧困根絶のための国際的な政策提言に貢献することにおける、国際連合児童基金および国際連合開発計画を含む、専門機関および国際連合基金や計画の役割を認識する。

13. 2015年までに発展途上国に対する政府開発援助のために国民総所得の0.7パーセントという目標を達成するという、そして2010年までに政府開発援助のために国民総所得の少なくとも0.5パーセントの水準に達するという、多くの先進諸国による公約を含む、あらゆる政府開発援助の公約を果たす必要性、並びに後発発展途上諸国に対する政府開発援助のために国民総所得の0.15パーセントを0.2パーセントにするという目標を再確認する。

14. 数か国の先進諸国が、政府開発援助のために国民総所得の0.7パーセントという目標を達成するために多くの諸国により為された公約を果たしたことに留意し、そしてこれに関連して諸国に対し、自らの公約を緊急に果たすことを求める。

15. 政府開発援助の質を改善しそしてその開発の影響を増すための取組が増えていることを歓迎し、経済社会理事会の開発協力フォーラムを認識し、結果のための国家の主体的取組、提携、調和および管理の基本原則の採択を通したものを含んで、公約を行った諸国の取組に対する重要な貢献をしている、特に、援助効果に関するパリ宣言、アクラ行動計画¹³および効果的な開発協力のための釜山パートナーシップを作り出した、援助の有効性に関するハイレベル・フォーラムのような、他の活動に留意し、そして効果的な援助を保証する万能のフォーラムはないことそして各国の具体的状況が十分に考慮されることが必要であることを念頭に置く。

16. 貧困、飢餓および食糧安全保障に対処する緊急の必要性を認識しそして国際社会に対し、発展途上国、特に後発発展途上国における、農業および農村開発並びに食糧生産と小規模生産者を含む生産性の支援における国際協力を高めることを奨励する。

17. 加盟国、国際機構、私的部門、関連機関、基金および個人に対し、既存の貧困関連の組織全体の基金への自発的拠出金を通した貧困根絶のために国際連合資金調達を強化することを奨励

¹³ A/63/539、添付文書。

する。

18. 持続した、包括的なそして公平な経済成長が、とりわけ発展途上国における、貧困および飢餓を根絶することのために欠くことができないことを認識し、そしてこれに関連した国の取組は、国際的な環境を可能にすることによりまたあらゆるレベルでのマクロ経済的な、貿易のそして社会的な政策の中でのより一層の一貫性を確保することにより、補完されるべきであることを強調する。

19. 持続可能な開発に関する国際連合会議に対する現行のフォローアップ過程の全体にかかわる目的としての貧困の根絶の重要性を再確認する。

20. 最大の地球的規模の課題および持続可能な開発のための欠くことのできない要件として、貧困根絶は、ポスト 2015 開発アジェンダの中心となるものとするをまた再確認する。

21. あらゆる場所の全ての人々のために、現在は 1 日当たり 1.25 ドル以下で生活していると測られている、極貧を根絶することを含む、貧困を終わらせる決意、および国の定義に従って、あらゆるその局面において貧しく暮らしているあらゆる年齢の男性、女性および子どもの割合を少なくとも半分まで減らす取組を強調する。

22. 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」と表題のついた持続可能な開発目標に関するオープン作業グループの報告書¹¹に含まれた、提案された目標 1、およびすべてのその具体的目標に留意する。

23. 貧困は、多次元であることを認識し、国の政府に対し、国際社会により支援されて、この多次元性を十分に反映する補完的な規模を策定することを考慮することを招請し、そして貧困の多次元性についての国の政府および他の利害関係者の中の共通理解を策定することの、そしてポスト 2015 開発アジェンダの遂行において然るべき考慮をそれに与えることの重要性を強調する。

24. 加盟国に対し、貧困を克服するためのそして貧困に関する悪影響を念頭において、より一層の包括的な、公平な、均整のとれた、安定したまた開発志向の持続可能な社会経済的対処方法のために努力する自らの野心的な取組を続けることを求め、平等な教育、保健医療および社会的保護

に対するアクセスを改善することの重要性を強調する。

25. 発展途上国における国の能力の開発を通じた貧困根絶は、国際連合開発システムにとって焦点となる中心分野であり続けるべきであることそしてその開発計画および事業は、その根本的な目標としてこの最大の世界的課題に対処することを試みるべきであることを認める。

26. 加盟国、国際連合システムの関連組織および市民社会組織を含む、全ての利害関係者に対し、極度の貧困で暮らす者の利益のために不平等に対処しそしてミレニアム開発目標を達成することとして 2015 年より後の前進についての議論を知らせることに向けた進展を加速する目的で、当該計画や政策の設計や実施において、極度の貧困で暮らす者の積極的参加を促進する計画や政策に関する良い慣行を共有することを招請し、そして事務総長に対し、ミレニアム開発目標の実施における進展に関する彼の年次報告書に、そのような良い慣行の編集を含めることを要請する。

27. 加盟国および他の関連する利害関係者と協力して、第二次 10 年を実施する活動を考慮するという、国際連合システムの関連組織に対する総会の呼びかけをくり返し表明する。

28. 世界的な財政的および経済的危機の結果としての、特に若い人々の中の高いレベルの失業や不完全就業が続いていることに懸念をもって留意し全ての者のための働きがいのある人間らしい仕事が貧困から抜け出す最善の経路の一つのままであることを認識し、そしてこれに関連して資金供与諸国、多数国間組織および他の開発パートナーに対し、その中で各国が、仕事集中の回復と持続可能な開発を促進するためその状況と国の優先事項に具体化した政策パッケージを形成することができる一般的な枠組としての世界労働会議の第 78 会期で、同会議により採択された仕事に関する世界協定に適合した政策を採択することで、加盟国、とりわけ発展途上国を支援し続けることを招請する。

29. 加盟国に対し、いたるところの若い人々に対し、働きがいのある人間らしい仕事また生産的な仕事を見つけ出す本当の機会を与える戦略を策定し実施することによって、若者の失業という世界的な課題に対処することを促し、そしてこの文脈で、特に仕事に関する世界協定に基づいた若者の失業に関する世界的な戦略の策定の必要性および国際労働機関の行動を求める呼びかけを強調する。

30. 国際社会に対し、貧困を根絶しそしてミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を達成すること、金融、小規模金融およびクレジットに対するアクセスを改善すること、機会に対する障害を取り除くこと、生産的能力を高めること、持続可能な農業を開発することおよび十分なまた生産的雇用および全ての者にとっての働きがいのある人間らしい仕事を促進することを目的とした、社会的保護の床を含む、効果的な社会政策に関する国の取組により補完された、貧者および脆弱な状況にある人々の地位と能力を促進する取組において、発展途上国を支援することを奨励し、そしてこれに関連して国の社会的保護の床に関する国際労働機関勧告第 202 号に留意する。

31. 社会的保護の床を含む、全ての者ための適切な社会保護制度および措置を全国的に実施することそして貧者および脆弱な者の実質的な保証範囲を達成することの重要性を強調し、そして加盟国に対し、女性、子ども、高齢者および障がい者に特に注意を払いつつ、国の優先事項に基づく、社会的保護の床を策定することと実施することを続けることを奨励する。

32. そのあらゆる局面における貧困を終わらせるための計画と政策を実施するため、発展途上国、とりわけ後発発展途上国に適切なまた予測可能な手段を提供するため、強化された開発協力を通じたものを含む、様々な源からの資源の著しい動員を確保する必要性に対する持続可能な開発に関するオープン作業グループの提案における言及に留意する。

33. 加盟国に対し、貧困の根絶は、2015 年 7 月 13 日から 16 日までアジス・アベバで開催されることになっている開発のための資金調達に関する第三回国際会議の討議に然るべく反映されることを確保することを求める。

34. 国際連合システムを含む、国際社会に対し、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標に関する成果文書を実施することを促す。

35. 国際連合システムを含む、国際社会に対し、第二次 10 年の目標を支援する世界の財政的

および経済的活動並びに開発に関するその影響についての会議の成果¹⁴を実施することもまた促す。

36. 自然災害および紛争の影響が、とりわけ発展途上国における貧困根絶を達成する取組を激しく邪魔していることを強調し、そして国際社会に対し、それらに対処することに優先権を与えることを求める。

37. 基金、計画および専門機関を含む、国際連合開発システムの組織に対し、その職務権限に従って、貧困根絶に最優先権を割り当てることを求め、そしてこの分野における取組が極度の貧困および飢餓の根本原因に対処するため規模を拡大されるべきであることを強調する。

38. 国際連合システムの関連組織に対し、その各々の職務権限と資源の範囲内で、第二次 10 年の目標を達成することに貢献できるように、マクロ経済学的政策能力と国の開発戦略を強化することにおいて、加盟国を、その要請で、支援することを求める。

39. 知識を共有すること、政策対話を促進すること、共同作業を助長すること、資金を動員すること、働きがいのある人間らしい仕事アジェンダを強調している主要な政策分野において技術的援助を提供することおよび取組の重複を避けることによるものを含む、雇用問題に関する制度全体の政策の一貫性を強化することにおいて、国際連合システムの範囲内でのより一層の機関間の集中と共同を奨励する。

40. 「第二次国際連合貧困根絶の 10 年（2008-2017）の実施」と題された副題、「貧困根絶および他の開発問題」と表題の付いた項目の下で総会の第 70 会期の総会の暫定議事日程議題に含めることを決定し、また事務総長に対し、本決議の実施に関する報告書を総会の第 70 会期の総会に提出することを要請する。

第 75 回本会議

2014 年 12 月 19 日

¹⁴ 決議 63/303、添付文書。